

地域猫活動

市民説明会が開かれます

かまた 城行通信

【発行】
 鎌田城行事務所
 〒980-0004青葉区
 宮町4丁目8-15
 電話Fax 222-0895
 公明党仙台市議団
 電話 214-8718
 Fax 711-3454

「仙台市人と猫との共生に関する条例」は、議員提案によって令和2年に施行されました。この条例では、不適切な猫の飼い方が飼い主のいない猫を生み、それが地域の生活環境に悪影響を及ぼしているとの認識の下、市民の皆様の理解促進を図ることを通じて、誰もが猫と共生できる社会の実現を目指しています。

条例において、地域猫活動が明確に位置づけられたことから、地域住民の理解の下、住民等が飼い主のいない猫に対し、不妊去勢手術やトイレの設置等の管理を行う「地域猫活動」の理解を深めるため、今年8月と10月の2回、「地域猫活動に関する市民説明会」が開催されることとなりました。

鎌田城行議員は、同条例策定の政策立案検討会議座長を務めました。

■開催日程

※第1回 8月22日

(火) 14時～16時

会場 生涯学習支援センター・第1セミナー室

(宮城野区榴岡4-1-8)

定員 65名

申し込み開始日 7月

10日(月)

※第2回 10月5日

(木) 14時～16時

会場 太白区中央市民

センター・大会議室(太

白区长町5-3-2)

定員 60名

申し込み開始日 8月

21日(月)

※会場には駐車場がありませんので、公共交通機関を利用してご来場くださいませ。

■申込方法

申込期間 各申込開始

日午前9時より、開催日

前日16時まで。

申込方法 仙台市動物管理センター、電話予約(022-2258-1162)を各回先着順で受け付けます。

※参加申込された方へお願い

1. 当日体調が悪い場合は、申込済であつてもご参加の見合わせをお願い申し上げます。

2. 筆記用具をお持ちください。



条例啓発チラシ(表面)



啓発チラシ(裏面)



人と猫との共生に関する条例

第2回定例会での鎌田議員の代表質疑から

5月31日

条例の「施行後3年を目途としての施行状況の検討」について

■質問 鎌田城行

この条例は、犬とともにペットの代表格として市民に愛される猫が、不適切な飼いで地域の生活環境に悪影響を及ぼしていることなどから、市民の理解と協力の下で、市と飼い主、販売業者、獣医師等が一体となって取り組むことにより、猫が好きな人も苦手な人も、誰もが猫と共生することができる社会の実現を目指して、議員提

案で2019年6月に制定、2020年4月から施行されたものであります。

制定時に、市長は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしたのであります。

検討を加えることについて確認させていただきたいのでありますが、この間、私の元には、アニマルに連れていくと殺処分されるのか、とか、ミルクボランティアなどへの支援をしてとか、ボラン

ティアに頼り過ぎていなかといったお声をいただいているのであります。職員の体制や市民への対応についての御意見、避妊去勢手術への助成額を県と同等に拡充してほしいことなどの御要望も寄せられております。ふるさと納税、仙台ふるさと応援寄附の寄附メニューに設けていただいた、動物愛護の推進の活用状況なども気になる

ところでありませう。

条例施行に係る現状と課題を伺うとともに、市民の周知と理解、協力を一層図るべきと思うのであります。御所見をお伺いいたします。

◆答弁 郡市長
本市では、本条例の制定に至った猫に関わる状況と様々な背景を踏まえ

まして、これまで猫の適正飼養や地域猫活動に関する普及啓発などに取り組んでまいりました。そ

の結果、動物管理センターでの猫の収容頭数等が減少傾向にあるといった効果が表れているものと

認識しております。

一方で、多頭飼育の問題や猫の譲渡の推進など、今後に向けた課題もあるものと承知しております。引き続き、飼い主はもちろん、市民の皆様への適切かつ効果的な相談対応、支援などを行うことが重要であり、また、仙台市獣医師会やボランティア団体など、関係者との信頼関係をさらに深めていくということが欠かせないものと考えております。

今後とも、条例の目的である誰もが猫と共生できる社会の実現を目指して、市民の皆様にご理解、御協力をいただけるように努めながら、各般の取組を着実に推進してまいりたいと存じます。

◆答弁 健康福祉局長
本市におきましては、動物管理センターが中心となって、地域猫活動に

ついて分かりやすくまとめた手順書の作成、仙台市獣医師会が実施している飼い主のいない猫の不妊去勢手術に対する助成事業への補助、猫を捕獲運搬するためのケージの無料貸出しなどを行いながら、市民や町内会向けの説明会の開催、また、日々寄せられます相談等に対応しているところでございます。

これらの事業には、財源の一つとして令和元年度からふるさと応援寄附金を活用しており、今年度予算までで総額約790万円を充ちたいしております。

引き続き、センターの職員体制の確保や相談対応のさらなる向上を図るとともに、寄附金も活用しながら必要な予算の確保に努め、各般の事業に取り組んでまいりたいと存じます。



■再質問 鎌田城行

猫との共生のところの部分で避妊去勢手術に関するところで、結果的に市民の負担が、助成があっても、その助成で賄い切れないところは自己負担で、それでも地域をよくしたいと思つて、皆さん身銭を切つて一生懸命取り組まれて、その額は驚くぐらいの負担をされて、皆様のために役立つならばとやっていらっしゃる方がいらつしやるんだということを考えたときに、一番、仙台市にとって何かもう一歩

も確保して、せめて同額に近づくぐらいの努力をいただけないものなのか。そのあたりの部分では先ほどの御答弁の中に表れてなかつたので、御答弁をいただいたかと思いま

◆再答弁 健康福祉局長

人と猫との共生に関する条例に関して、飼い主のいない猫の不妊去勢手術に関する再度のご質問でした。ご指摘ございました通り、県のもとで設置している制度と市が仙台市獣医師会と実施している制度で差が生じているというところは事実でありますし、県の制度が仙台市を対象外にしているという状況で、地域を超えて活動されているボランティア団体から差があるのかというお話をお話をいただいているということでは私どもでも把握しているところでございます。

す。そういったことで負担になつていてことを考えますと、私どもも未来永劫このままで良いか考えていかなければならないことではございますので、事業主体である仙台

市獣医師会や実際に活動されている方々からご意見を伺いながら、今後どうしていくか検討してまいります。

アニマル仙台では犬や猫の“命の預かり主”をいつでも募集しています

個性豊かなかわいい犬や猫たちを新しく家族の一員として迎えてくださる方を募集します。希望される方は、動物管理センター（アニマル仙台）まで、まずは、お電話に

仙台市動物管理センター(アニマル仙台)の「譲渡予備情報」
▲55555555
[QR Code]

てご相談ください。随時（土曜、日曜、祝祭日を除く10時〜16時）受付いたします。なお、センターから譲渡される新たな飼い主は、「地域の模範」になつていただくため、譲渡をお断りする場合があります。

猫譲渡会
ごんようびの猫譲渡会
日時：毎週金曜日 第1月〜第4月の多い曜日限定
10時〜12時（都合の良い時期にお申し込みください）
場所：アニマル仙台（仙台市動物管理センター）（仙台市青葉区中央2-4-1）
持ち物：◎ご記入済みの譲渡チェックリスト（※1）※2※3※4※5※6※7※8※9
◎キャリーバックと豆腐
◎譲渡費（お申し込みにお住まいの地域により異なります。ペット飼育も可能なご家庭へお譲渡させていただきます）
※譲渡費は1回限りお申し込みをさせていただきます。お申し込みの際は必ずお申し込みください。
※譲渡費は1回限りお申し込みをさせていただきます。お申し込みの際は必ずお申し込みください。
お問い合わせ先
仙台市動物管理センター
TEL:022-235-5555 FAX:022-235-5556

